

## II 食料の安定供給の確保に関する施策

### 1 食料消費に関する施策の充実

#### (1) 食品の安全性・品質確保対策の充実

農畜水産物の生産から消費に至る各段階において、トレーサビリティシステムの導入、農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品製造業等におけるHACCP手法の導入、高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センター等の整備、新技術の開発等を推進した。

また、消費者に軸足をおき、対話と相互理解に基づくリスク管理を徹底するため、安全な食品提供の前提となる食品のリスクに関する徹底的な調査を実施するとともに、消費者をはじめとする利害関係者との間で、リスクに関する情報を共有し、相互に意見交換を行うリスクコミュニケーション対策を強化した。

#### ア 生産から流通に至る各段階の取組

##### (ア) トレーサビリティシステムの導入

牛肉のトレーサビリティシステムを導入するために必要な法制度の整備及び監視体制の整備等の措置を講ずるとともに、生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報の追跡が可能となるよう、生産者、流通業者の自主的な導入・取組を基本としつつ、青果物等その他の品目への導入を推進した。

(特集1－(6) 参照)

##### (イ) 生産段階の取組

農畜水産物の生産段階において、農薬等生産資材の適正使用の確保、HACCP手法の考え方に基づく生産ガイドライン策定を推進した。

① 農薬使用基準を策定し、遵守指導等を通じて、農薬の安全かつ適正な使用を確保するための取組を行った。

(特集1－(4)－①・②参照)

② 野菜については、生鮮野菜の病原性微生物汚染を防ぐ高度な衛生管理技術及び野菜中の硝酸塩の低減技術の普及等を推進した。

(特集1－(3)－イ－⑨参照)

③ 家畜の伝染性疾病に対する監視体制や防疫体制を強化するとともに、口蹄疫等海外悪性伝染病の病勢鑑定を迅速・的確に実施するための体制整備を推進した。また、HACCP手法の考え方を取り入れた衛生管理ガイドラインを策定し、生産段階における畜産物の安全性確保に向けた畜産農家の自主的な取組を推進した。

(特集1－(4)－⑦参照)

##### (ウ) 製造段階の取組

食品製造業におけるHACCP手法等の高度な衛生・品質管理手法の導入を促進した。

(特集1－(2)－イ－①参照)

##### (エ) 流通段階の取組

高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センターやHACCP手法に対応した水産物処理加工施設の整備等を推進し、流通段階における品質管理や衛生水準の向上を図った。

また、国産野菜の安全性の確保に務めるため、流通関係者、消費者団体等による残留農薬の簡易分析システムの導入等を支援した。

(特集1-(3)-イ-⑨参照)

#### イ 農畜水産物の安全性確認

国産農畜水産物の農薬等の安全使用について、生産者に対する巡回点検指導を実施するとともに、残留農薬等に関する調査・分析体制の整備等を行った。

(特集1-(4)参照)

また、産地出荷段階における米のカドミウム及び米麦の残留農薬に関する調査を引き続き実施した。

(特集1-(4)-ア-③参照)

政府が輸入する外国産米・麦については、安全性確保に万全を期するため、引き続き残留農薬等の分析を行った。

#### ウ リスクコミュニケーションの推進

食のリスクに関する徹底的な調査を実施するとともに、リスクコミュニケーション対策を強化した。

(特集1-(3)参照)

#### エ 個別ハザード対策の推進

総合的な個別ハザード対策(麦類のかび毒、食品のカドミウム、魚介類のダイオキシン類等)を推進した。

(特集1-(3)-ア参照)

#### オ BSE対策の推進

BSEの発生を受け、消費者に安全・安心な畜産物を供給する観点から、個体識別システムの活用、食肉流通施設の整備等の対策を着実に推進した。

(特集1-(4)-イ参照)

#### カ 飼料の安全確保

(特集1-(1)-⑦参照)

### (2) 食品の表示・規格対策の充実・強化

#### ア 不正を見逃さない監視体制の整備

(特集1-(5)-イ参照)

#### イ わかりやすく信頼される表示制度の実現

(特集1-(5)-ウ参照)

#### ウ JAS規格の見直し

(特集1-(5)-エ参照)

#### エ 食品生産行程履歴のJAS規格化

(特集1-(5)-オ参照)

## 2 食品産業の健全な発展

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るために、食品産業の事業基盤を強化するとともに、農業と食品産業の連携を推進したほか、環境への負荷の低減及び資源の有効利用のための環境対策を総合的に推進した。また、卸売市場の機能・連携を強化するとともに、食品小売業の活性化等を進め、食品流通の効率化を推進した。

### (1) 食品産業の事業基盤の強化

中小企業が多く経営基盤が比較的弱であることから、食品産業が食料の供給において果たす役割が十分に發揮されるよう、技術力の向上の促進、中小企業への支援措置の活用等により、その経営体質を強化した。

#### ア 製造段階における技術開発の支援

食品産業がかかえる諸問題に対応するため、食の安全・安心を求めるニーズへの対応、高品質な食品等を求めるニーズへの対応、環境と調和した循環型経済社会の構築への対応、農業との連携推進への対応、持続的な発展の基盤となる競争力強化への対応等、技術開発目標の具体化に向けた支援等を実施した。

(特集1－(2)－イ－②・③、特集1－(6)－ア－④、特集3－(3)－イ－①・②、特集3－(3)－ウ－①参照)

#### イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

ウルグアイ・ラウンド農業合意による関税化等に伴い、製品輸入が増加している状況に対処し、特定農産加工業者の経営改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく金融・税制上の支援措置を実施した。

#### ウ 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- (ア) 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るため、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行った。
- (イ) 食品の安定供給、農林水産関連企業の体質強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等導入促進、新規用途事業等導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを実施した。
- (ウ) 農林水産関連企業における中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築による事業再編、産業再編を支援するため、産業活力再生特別措置法に基づく金融・税制上の支援措置を実施した。
- (エ) 農林水産関連中小企業の経営革新を支援するため、中小企業経営革新支援法に基づく金融・税制上の支援措置を実施するほか、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、新事業創出促進法に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等を支援した。
- (オ) 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業にかかる分野調整問題について指導等を行った。

- (カ) 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑に推進するための取組を行った。
- (キ) 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を推進した。
- (ク) 健康志向型新食品・食品新素材の市場を確立するための国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行った。

## 工 外食産業の振興

- (ア) 外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供とともに、外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進した。
- (イ) 外食事業者が国産食材の安定的仕向け先として継続し得る仕組みを明らかにする調査を実施するとともに、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大に向けた支援を行った。

## (2) 食品産業と国内農業との連携強化

- (ア) 食品産業の役割・機能強化を図るため、新たな需要創出や「ブランド・ニッポン」農産物等の生産に取り組む地域農業との連携による「ブランド・ニッポン」食品の製品化・事業化を促進した。  
(特集1－(6)－ア－③参照)
- (イ) 食品産業と農業との連携強化に向け、食品製造業または食品販売業と農業との連携を推進するため、食品流通構造改善促進法に基づく所要の税制・金融措置を実施した。

## (3) 食品流通の効率化と活性化

生鮮食料品等の流通拠点である卸売市場について、産地の大型化、流通の多元化、食品の安全性に対する社会的関心の増大等に対応し、卸売市場の機能及び体制の改善・強化を図るため、卸売市場整備基本方針等に基づき、卸売市場施設の整備、市場関係事業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な取引の確保等を推進した。

また、生鮮食料品等の取引の電子化、集出荷・流通システムの整備、店舗の近代化等により、食品流通の効率化を推進した。

### ア 卸売市場の機能・連携強化等

市場流通の効率化・高度化を図るため、中核的な中央卸売市場の再整備を行うとともに、食品の品質・安全性の確保に資する機能強化等を総合的に実施した。

(特集1－(6)－イ－②参照)

### イ 食品小売業の活性化

- (ア) 食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、必要な知識・技術等の教育・指導・普及及び食品小売の実態調査等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を一層推進することにより、食品専門小売等の構造改善を推進した。
- (イ) 食品販売業者等が生産者、卸売業者等と連携して行う地域農産物の消費拡大等の

取組等について支援した。

- (ウ) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等を通じた長期低利の資金の融通を実施した。

## ウ 食品流通の効率化

取引コストの削減等を推進するため、E D I を活用した取引の効率化に関するシステムや I T を活用したロジスティックシステム（物流効率化のための総合的、戦略的なシステム）の導入、卸売市場間を結ぶネットワークシステムの構築等を総合的に実施した。

（特集 1 — (6) —イー①参照）

## (4) 環境問題への積極的対応

食品産業等の事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効利用を図るため、食品廃棄物等の発生の抑制、肥料及び飼料等へのリサイクル等の促進、容器包装廃棄物のリサイクルの促進等、食品産業における環境問題に対する積極的対応を促進した。

### ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクルの実施を促進した。

- (ア) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法に関する講習会の開催、パンフレットの作成・配布等により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、食品関連事業者のリストの作成及び再生利用等の推進状況の調査を行った。
- (イ) 先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行い、リサイクルの成果の実証・波及を図るとともに、食品リサイクルの優れた取組事例等に関する普及啓発等を実施した。
- (ウ) 食品廃棄物の分別や運搬・回収技術、高度再生・変換利用技術等食品の資源循環システム構築に必要な技術の開発を支援した。
- (エ) 家庭から発生する廃食用油の不適正な処理により海・湖沼等を汚染しないよう効率的な回収システムを構築するとともに、消費者に対し食用油の適切な利用法等を普及啓発した。
- (オ) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用法を把握するための検討会や、消費者のリサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動を支援するとともに、外食事業者のか関係者との情報交換を行うための体制整備を支援した。

### イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 容器包装廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を目的とする容器包装リサイクル法において、対象事業者が大幅に増加しているなか、制度の公平性・透明性を確保するため、特定事業者情報を整備するなど、フリーライダー（再商品化の義務がありながら、その義務を果たさない事業者）に対する義務履行の促進等の対策を実施した。

(イ) 容器包装リサイクル制度について一層の促進を図るため、講習会の開催等による普及啓発活動に対する支援を行った。また、特定事業者が再商品化義務量を算定するため主務大臣が毎年度定める量・比率の基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査を実施した。

#### ウ その他環境対策の総合的推進

- (ア) 公害防止等を確保するための情報提供、公害防止管理者等認定講習会の開催及び産業廃棄物の適正な処理等を確保するための産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度導入の普及啓発を行った。
- (イ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO<sub>2</sub>等の排出抑制等環境自主行動計画の追跡調査を行うとともに、オゾン層保護対策を推進するため、業務用冷凍空調機からの特定フロン回収等を促進した。

### 3 農産物の輸出入に関する施策

#### (1) 農産物の安定的な輸入の確保

- (ア) 輸入の増加による国内の農林水産業に対する影響を監視するため、必要な情報を常時収集した。
- (イ) 小麦・大麦の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換等を行った。

#### (2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

- (ア) 我が国農産物や日本食品の主要輸出先国の市場動向や輸入関係諸制度にかかる情報を収集するとともに、それらの情報を地方農政局等を通じて輸出関係団体や企業に提供した。
- (イ) 海外の見本市等（1回（ケルン（ドイツ））において日本食品の広報活動を開くとともに、食品加工業等の国内地場産業の輸出を支援するための国際化推進セミナーを開催（2回（東京、仙台））した。

#### (3) 二国間及び地域間の経済連携をめぐる動きへの対応

FTA（自由貿易協定）等の経済連携については、我が国の食料安全保障に悪影響を与えないよう配慮するとともに、我が国の農林水産業における構造改革の進展具合を十分念頭において、進めていくことが必要である。このため、各国・地域との経済連携に、外務、財務、経済産業省とともに農林水産省も共同議長省として積極的に参画した。また、加速するFTAに的確かつ戦略的に対応していくため、省内に農林水産大臣を本部長とするFTA本部を設置した。

メキシコとの政府間交渉については、協定の早期妥結に向けて、10月に閣僚折衝を実施したほか、事務レベルでの協議を数次にわたり行い、3月9日の農相会談で農林水産品分野について大筋合意した。さらに、3月12日の関係閣僚によるテレビ会談で全体について大筋合意した。

韓国とは、10月に产学研官共同研究会の報告書を取りまとめて公表するとともに、10月20

日の首脳会談において、年内に政府間交渉を開始し、平成17年内に実質的に合意を終えることを目標にすることで一致した。12月22日に第1回、2月23～25日に第2回の政府間交渉を行った。

タイ、フィリピン、マレーシアについては、12月11～12日の日アセアン首脳会談の際の各国との首脳会議において、産学官共同研究会での作業状況が報告され、早期に正式交渉を開始することで合意した。マレーシアとは1月13日、フィリピンとは2月4～5日、タイとは2月16～17日に第1回政府間交渉を行った。各国とは、おおむね2か月に1回のペースで交渉を行うこととしており、3月9日～11日にはマレーシアとの第2回政府間交渉を行った。

また、アセアンとの間でも8月の政府間委員会で経済連携の枠組みに合意し、10月の首脳会議で枠組みに署名した。2月14～15日、3月25日に原産地規則等を話し合う会合を開催した。

#### (4) 特恵関税措置の拡充

近年、先進国サミットやその他の国際会議等において開発途上国への支援が重要課題として取り上げられていること及びWTO農業交渉において開発途上国の重要性が増していることを踏まえ、15年度関税改正において、特恵対象となる農水産物を追加するとともに、既存の一般特恵対象農産物の一部の特恵税率を引き下げた。

#### (5) 適切な備蓄の実施

##### ア 米

政府備蓄米については、通常であれば生産年の翌年11月まで備蓄をしたあと、販売を行うところである。しかし、15年は冷夏の影響で米の生産量が大幅に低下したことを受け、8月以降、14年産米の販売を開始し、さらに13年以前産米についても、通常どおり積極的に販売を行うなど、適時・適切な備蓄米の放出を行うことにより、米の安定供給に支障が生じないよう努めた。

##### イ 麦

食糧用麦の備蓄について、通常の需給操作と不測の事態における対応ができるよう、現行の在庫保有水準（外国産食糧用小麦需要量の2.6か月相当分）を基本として、在庫保有の官民分担関係の適正化、在庫水準の弾力的運用を図りつつ、適正かつ効率的な運営を実施した。

##### ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆の備蓄（15年度4.9万トン）を実施した。

##### エ 飼料穀物

飼料穀物の備蓄については、近年、配合飼料主原料であるとうもろこし・こうりやんの需要量が減少傾向で推移していること等を踏まえて備蓄水準を見直し、とうもろこし・こうりやんについては、15年度当初に15万トン削減して65万トンの備蓄を実施した。また、飼料用大麦については、ミニマム・アクセス米と合わせて35万トンの備蓄を実施した。

## (6) 動物検疫及び植物検疫対策の推進

### ア 動物検疫

家畜伝染病予防法に基づき、海外から輸入される動物・畜産物等を介して口蹄疫及びBSE等の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するとともに、海外に輸出される動物・畜産物等を介して家畜の伝染性疾病が海外に広がらないようにするために、輸出入動畜産物の検査の高度化、海外情報の収集、分析、提供等の体制を引き続き強化した。

(特集1－(3)－ア－⑧参照)

### イ 植物検疫

植物防疫法に基づき、海外からの病害虫の侵入とそのまん延を防止するとともに、海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、植物検疫体制を引き続き強化した。

(特集1－(3)－ア－⑧参照)

## 4 不測時における食料安全保障

食料供給に影響を及ぼすおそれのある不測の事態に的確に対処するため、不測時の食料安全保障マニュアルに基づく対策の具体的な実施手順等の更新、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・発信のための体制強化等を実施した。

### (1) 不測の事態において実施すべき施策の整備

不測時においても食料の供給を確保するため、事態の深刻さの程度に応じて実施していくこととなる食料の増産や流通の制限等の対策（米・麦の緊急増産やいも類等の熱量効率の高い作物への生産転換、価格・流通の安定のための行政的・法的措置等）の具体的な実施手順等について、適宜更新を行った。

### (2) 食料安全保障上重要な品目の需給動向の分析・公表

我が国の食料安全保障上重要と考えられる米、小麦、大豆、とうもろこし等について、平素から国内外の需給動向に関する情報を収集し、我が国における供給量が安定的に確保されるかどうかを分析・公表した。また、不測時に備えるため、情報の収集・分析・発信のための体制をさらに充実・強化した。

## 5 国際協力の推進

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食糧援助を行うなど、国際協力を推進した。

さらに、政府開発援助（ODA）については、開発途上国の人材育成や経済社会状況等を総合的に判断するとともに、我が国の重要な政策との連携を図ることも重要である。このため、農業に関する我が国の政策に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつ、効果的・効率的な活用に努めた。

また、平成15年8月に「政府開発援助大綱」が改定され、激変する国際情勢や新たな開発課題への対応を図ることとした。この中で、貧困削減や地球的規模の問題への取組が基本

課題として言及され、これに対応して農業分野の協力を重視し、地球温暖化や食料問題について積極的に取り組むこととしている。

### (1) 食料・農業分野における技術・資金協力

- (ア) 現在、我が国的主要被援助国を対象として順次策定が進められている「国別援助計画」を策定する際には、当該国の開発ニーズを総合的に検討するなかで、食料・農業分野の国際協力のあり方等についても十分検討した。
- (イ) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発途上国からの要請に応じ、国際協力事業団（JICA、15年10月1日から独立行政法人国際協力機構）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れ、これらを柔軟に組み合わせて行う技術協力プロジェクト、海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、専門家の養成・確保を行った。
- また、緑資源公団（15年10月1日から独立行政法人緑資源機構）を通じて、JICAが実施する地域農民参加型の村づくりにかかる技術協力等に必要な海外農業・農村開発に関する情報の収集・整備を実施した。
- (ウ) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与、一般・水産無償資金協力、食糧援助規約に基づく食糧援助（KR）及び食糧増産援助（2KR）を行ったほか、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じた協力を行った。
- (エ) 開発途上国の荒廃しつつある農地、草地、森林等の回復・持続的な開発に積極的に取り組むとともに、途上国における農業の多面的機能の普及を推進した。
- ① 開発途上国の持続可能な開発へ貢献するため、農業の多面的機能に配慮した政策立案のためのガイドラインを策定するとともに、その普及のために開発途上国の政策立案者、NGO等を対象としたシンポジウムの開催等を実施した。
- ② 國際獣疫事務局（OIE）が行う、アジア太平洋地域諸国に対するBSEの予防・防疫対策、診断・研究に関する研修等について、その開催のための協力を行った。
- (オ) FAOに対し準専門家等を引き続き派遣するとともに、国際農業研究協議グループ（CGIAR）傘下の研究機関等やアジア生産性機構（APO）が行う農業生産性の向上に関するセミナーの開催等に対する協力を引き続き推進した。

### (2) 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

- (ア) 近年の不安定な国際穀物需給状況のもとで、既存の援助枠組みでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、社団法人国際農業交流・食糧支援基金に緊急支援用として政府保有米を備蓄するとともに、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行った。
- (イ) 東アジア地域における食料安全保障強化の観点に立った、東アジア米備蓄システムの形成に向けたパイロット・プロジェクトに対し、国際備蓄構想を実現するための具体的取組の第一歩として、積極的に貢献した。

### III 農業の持続的な発展に関する施策

#### 1 望ましい農業構造の確立

##### (1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保

###### ア 認定農業者等の経営改善に向けた支援の強化

(特集2－(1)－イ－③参照)

###### イ 認定農業者等意欲ある担い手に対する制度資金の融通

(特集2－(1)－イ－⑨参照)

###### ウ 担い手への農地の利用集積の推進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大部分を担う農業構造を実現し、食料自給率の向上及び生産振興に資するため、これら農業経営への農地の利用集積を推進した。

###### (ア) 総合的な農地利用集積対策の推進

① 農地にかかる流動化の情報を市町村単位で集約・整理し、農地集積を円滑に行う体制を整備するとともに、農地の権利移動に伴う嘱託登記事務を支援し、農地の利用集積を推進した。

② 基盤整備が実施された地区を対象に、地域農業者の合意のもとに担い手への農地の面的集積を促進するとともに、土地利用型作物の生産振興や農地の効率的利用に必要な農地の利用調整を支援した。

③ 認定農業者から利用権の設定を受けたい旨の申出があった場合に、農業委員会が利用調整活動を行い、認定農業者への農地の利用集積を行った。

④ 農用地利用改善団体が行う効率的な農地利用活動を通じて認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、当該農地利用活動を支援し、認定農業者への農地の利用集積を行った。

(特集2－(1)－イ－⑧参照)

###### (イ) 農地利用集積に資する支援策の充実

① 大区画ほ場整備等担い手の育成に資する基盤整備事業を推進するとともに、これらと一体的に無利子資金の貸付け及び促進費の交付等を実施する経営体育成促進事業を実施した。

② 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備及び無利子資金の貸付けを行うとともに、連担化等を推進する担い手育成草地流動化促進事業を実施した。

③ 担い手への農地の利用集積等を事業実施地区の全国共通目標として設定し、担い手となる経営体の育成・確保に資する施設等を整備する経営構造対策事業を実施した。

④ 土地改良区等において、農業水利等に関する情報の整備を行い、農家間の水利調整等を支援し、農地の利用集積を行った。

⑤ 大規模な土地利用型農業経営に向けて経営規模の拡大を図る認定農業者に対し、農地取得に伴う初期負担の軽減のための支援を行った。

## (2) 経営構造対策等の推進

ア 経営構造対策の推進（経営構造対策推進事業、経営構造対策事業）

（特集2－（1）－イ－⑤参照）

イ アグリ・チャレンジャーの支援（アグリ・チャレンジャー支援事業）

（特集2－（1）－イ－⑥参照）

ウ 地域農産物の販路開拓及び地域農産物の高付加価値化等の推進（販路開拓緊急対策事業）

（特集2－（1）－イ－⑦参照）

## 2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

### (1) 家族農業経営の活性化

（特集2－（1）－イ－③参照）

### (2) 農業経営の法人化の推進

ア 農業経営の法人化等に対する総合的な支援

（特集2－（1）－イ－②参照）

イ 農地法制の見直し

（特集2－（1）－ウ参照）

### (3) 農業者年金制度の適切な運用

独立行政法人農業者年金基金法に基づき独立行政法人化された農業者年金基金において、所要の年金給付等を行った。具体的には、農業者の老後に必要な年金等を給付することにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図った。また、担い手の確保に資するため、認定農業者等に対して保険料の負担を軽減するとともに、その者の経営継承後の所得の安定を図るため、特例付加年金の給付に充てるべき積立金の助成を行った。

## 3 農地の確保及び有効利用

国民に対する食料の安定供給を確保するためには、農業生産の最も基礎的な資源である農地を優良な状態で確保していくことが極めて重要である。そのため、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用を確保した。

また、農地を効率的に利用していくため、農地保有合理化事業等を活用し、効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消を目指した施策を実施した。

### (1) 農業振興地域制度の円滑な運用の推進

農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」で明らかにされた農

用地区域内の農地の面積、農業振興地域の指定基準等、同指針の内容をさらに周知徹底し、同指針を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等、土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進した。

## (2) 耕作放棄地の解消に向けた対策の実施

耕作放棄地の発生を抑制するため、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積、基盤整備事業の実施、中山間地域等における農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度の実施等を推進した。

また、耕作放棄地の解消に向けた対策として、各種事業との連携を図りつつ、地域における遊休農地活用のための計画の策定、都市住民等によるボランティアの育成・支援等を実施するとともに、遊休農地の農業上の利用を促進するための簡易な土地条件の整備等を実施した。

## 4 農業生産の基盤の整備

農業生産の基盤について、平成15年度から19年度までの「土地改良長期計画」（15年10月10日閣議決定）に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、農業の生産性を向上させるため、自然と共生する環境創造型事業への転換や関連施策との連携を進めつつ、農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施した。

### (1) 地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備

#### ア 水田地域における基盤整備

(ア) 農業水利施設の長寿命化と機動的かつ効率的な更新整備の観点から、ストックマネジメントの導入による適切で効率的な農業水利施設の有効活用を行った。

（特集1－（6）－ア－⑥参照）

① 更新時期を迎えた基幹的農業水利施設について、予防保全対策等の新たな技術を取り入れた適切な維持保全による施設の長寿命化を図るとともに、施設ごとの更新適期の判断に基づき機動的かつ効率的な更新整備を実施した。

② 農業用水の確保及び水利用の安定と合理化を図るとともに、水田の汎用化に資する観点から、ほ場条件の整備の前提である基幹かんがい排水施設の体系的な整備を推進した。

③ 農業水利施設の整備とあわせて、農業水利施設を保全するための非農家も含めた支援体制を構築する基幹水利施設更新支援対策を推進した。

④ 水資源開発公団（15年10月1日から独立行政法人水資源機構）において、かんがい排水施設の整備を実施し、緊急に広域的かつ総合的な水資源の安定供給を行った。また、造成された施設の管理を実施した。

(イ) 既に整備された農地の高度利用に向けた機動的な整備に事業を重点化するとともに、基盤整備を契機とした経営体の育成を行った。

(特集 2 - (1) - エ参照)

- (ウ) 担い手への農地の利用集積を推進する大区画ほ場整備、需要と価格に応じた作物生産を可能とする水田の汎用化を着実に推進するとともに、生産対策と連携しつつ、麦・大豆等の産地形成に向けて土地改良区等が行う活動を支援した。
- (エ) 中山間地域等における地域特性に応じた生産性の高い農業経営を実現し、農業の振興を基幹とした地域の活性化を図るため、広域にわたる農地の整備を推進した。
- (オ) 緑資源公団（15年10月1日から独立行政法人緑資源機構）において、農用地及び土地改良施設の整備等を総合的に実施した。

#### イ 畑地・草地の総合整備

担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、畠作振興のための基盤整備を推進した。

(特集 1 - (6) - アー⑥参照)

- (ア) 畑地帯における担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、地域の営農形態、ニーズに応じて、必要となる畠地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に実施した。
- (イ) 樹園地の再編等を通じた生産規模の拡大、機械化等による省力化、低コスト化、優良品種の導入に総合的に取り組んでいくため、園内作業機械の開発・導入、改植・栽培転換の支援、耕作放棄地の有効活用対策等と連携し、きめ細かな樹園地の基盤整備を推進した。
- (ウ) 畠作地帯において、基盤整備を契機とした産地の形成、強化を図るため、かんがい用水を活用した新たな営農形態への転換による野菜等畠作物の産地形成、樹園地の再編・強化及び土づくり対策の強化に向けて土地改良区等が行う活動を支援した。

#### ウ 農産物物流の効率化を図るための農道整備

ほ場における高生産性農業の促進とともに、物流拠点ネットワークへの交通の便を改善することによる農産物物流の効率化を図るため、農道の整備を推進した。

(特集 2 - (1) - エー①参照)

#### エ 飼料基盤の整備

(特集 2 - (1) - エー④参照)

### (2) 土地改良施設等の管理及び保全

#### ア 農地等にかかる総合的な防災対策

ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業を実施し、農業生産の基盤に関する災害を防止した。

#### イ 土地改良施設の管理保全

国営造成施設のうち高度の公共性を有する施設について、国による管理や都道府県、市町村の管理に対する助成等を推進した。

また、土地改良施設の定期的な整備補修に加え、土地改良区の統合整備に資する整備補修を実施するとともに、災害以外の原因により施設の機能が損なわれる事故に対し、二次災害の防止や施設の早急な機能回復のための緊急補修工事を行った。

### (3) 環境との調和に配慮した整備の推進

- (ア) 農村における生態系の保全、良好な景観形成、水質の保全等について、国民の関心が高まっているなかで、農業生産基盤の整備に際して、施設の構造や材料に計画上及び設計上の工夫を加えたり、工事施工面で工夫するなど、環境との調和に配慮した整備を進めた。
- (イ) 農業水利施設の整備とあわせて、環境保全型農業を指向している地域を含む一定の流域において、流域の水質保全に資するため、農業水利施設の更新とあわせて自然の有する浄化機能を活用した水路等を一体的に整備する事業をモデル的に実施した。
- (ウ) 家畜排せつ物による公共用水域の水質汚濁防止に資するため、家畜排せつ物を農地に還元する肥培かんがい施設等の整備を推進した。
- (エ) 水質の保全、自然環境の保全等、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備手法の検討を行った。
- (オ) 事業の構想段階から、設計、事業実施数段階まで通じた環境との調和への配慮のための技術手法を定着させるための取組を行った。
- (カ) ふるさとではぐくまれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施した。  
(特集3－(4)－ア参照)
- (キ) 田園地域における地域住民・NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動を推進した。  
(特集3－(4)－ア参照)

### (4) 効率的な事業の実施

#### ア 事業評価

事業の実施に当たっては、その効率性及び透明性の一層の向上を図るため、事業の採択前から完了後に至るまで、事業評価を体系的に実施した。

具体的には、以下の3つの事業評価を行った。

- ① 事業の採択にあたり、費用対効果分析等の実施による事前評価
- ② 事業採択から5年ごとに、進捗状況や社会経済情勢の変化等を評価し、必要に応じて事業を見直す再評価
- ③ 事業完了後に、事業効果の発現状況等を評価し、今後の事業のあり方等に適切に反映させるための事後評価

また、評価内容とその結果について、国民が容易に入手できる方法で公表した。

#### イ 農業農村整備事業等コスト構造改革

農業農村整備事業等を効率的に進めるため、9年度から事業の実施に当たり、工事コスト縮減に計画的に取り組んできた。15年度には、事業の調査計画から管理まですべての過程をコストの観点から見直す「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」を新たに策定し、「工事コストの縮減」、「事業便益の早期発現」及び「維持管理費の縮減」による総合コスト縮減率で、19年度までの計画期間内に14年度と比較して15%の縮減を目指すこととした。

具体的には、以下の取組を推進した。

- ① 事業の重点化・集中化や資源の循環利用を促進する効率性の向上
- ② 弾力的な計画・設計等の促進や既存施設の長寿命化等による設計等の最適化
- ③ 民間技術力を活用する入札契約方式や電子入札の導入等による調達の最適化
- ④ 住民参加による地域構想の策定等による地域特性の重視
- ⑤ 入札契約情報等を公表する透明性の向上

## 5 人材の育成及び確保

### (1) 新規就農の促進

多様化する就農形態に対応しつつ、関係機関と連携のもと、新規就農者の就農形態や経営の発展段階に応じ、体系だった支援施策を講じた。

(特集2－(1)－ア参照)

### (2) 農業教育の推進

#### ア 小・中学生等の農業に対する理解と関心の醸成に向けた取組

(特集3－(1)－②－a－ⅲ参照)

#### イ 青年農業者等の育成に向けた取組

- (ア) 農業の理解促進のため、農業高校生等を対象とした先進農家等での現場研修会を開催したほか、全国新規就農相談センターにおいて受入農家の情報提供を実施した。
- (イ) 道府県農業大学校と農業高校の連携のもと、教育手法や交流のあり方等に関する研究活動を行うほか、農業大学校において高校生を対象に農業の実務実習の体験等を行う「緑の学園」等、就農意欲や職業観の醸成のための取組を実施した。

## 6 女性の参画の促進

男女共同参画社会基本法に基づき策定された男女共同参画基本計画の農山漁村での男女共同参画の確立に向けた施策の基本的方向及び具体的な施策を踏まえ、農業経営における女性の役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境づくりを行った。また、「農林水産省男女共同参画推進本部」により、ホームページやメールマガジン等を通じた女性のチャレンジ支援のための情報提供、女性農業者との意見交換会の開催、男女共同参画に熱心に取り組んだ市町村に対する表彰等の取組を行った。

### (1) 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

都道府県、市町村の各段階で女性農業者の参画の促進に関する目標を策定し、この達成に向けた意識啓発、女性のライフステージにあわせた研修、出産・育児期の女性の労働軽減のための支援、農村男女共同参画アドバイザーの認定等女性の能力発揮の場の拡大を図った。このほか、託児、特産品の研究開発機能等を有し、女性農業者による農産物加工等の活動を総合的に支援する施設（女性アグリサポートセンター）を整備するなどの措置を

講じた。

さらに、経営における女性の役割の明確化等、女性の参画の促進に向けた効果的な普及活動を展開した。

#### (2) 女性の農産加工等の活動の促進

農業改良資金において、担い手の創意工夫による自ら生産した農畜産物の加工等に必要な資金に女性起業向けの優先枠を設定し、貸付を行った。

#### (3) その他女性の参画の促進に資する施策

女性の高齢者介護にかかる負担の軽減に資するホームヘルパーの育成や高齢者の自立した活動の支援等を行ったほか、女性が操作しやすいように配慮された農業機械等の開発等を行った。また、全国の起業活動に関する情報収集・発信等を行った。

#### (4) 農山漁村における少子化対策の推進

深刻な状況にある農山漁村における少子化に対応するため、13年3月に策定した「農林水産業・農山漁村における少子化対策推進ビジョン」や14年9月に取りまとめられた「少子化対策プラスワン」に沿った具体的な取組が地域段階でなされるよう、農山漁村における若者の流出、子育て環境等の少子化の要因について調査等を実施した。

### 7 高齢農業者の活動の促進

地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、都市の高齢者の知恵も活用しながら、生きがいをもって農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の農業関係活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を強化するなど農村における高齢者福祉対策を積極的に推進した。

#### (1) 高齢者の農業関連活動の促進

地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者がその有する技術や能力を活かし、生きがいをもって行う農業関係活動を推進するため、以下の施策を講じた。

- (ア) 農村部において、高齢者活動に対する啓発及び高齢者の自立的活動を一層促進した。
- (イ) 都市と農村の高齢者がともに行う地域づくり活動及び都市部の住民が行う園芸活動の指導等を促進した。
- (ウ) 農村部の中でもとりわけ高齢者活動を支援する人材が不足している中山間地域等について、当該地域の実情に配慮した高齢者活動の支援体制及び環境整備を推進した。なお、平成15年1月現在、全国で6,177の高齢者活動グループが活動しており、15年度においても37道府県、76地区において支援を行った。
- (エ) 毎年10月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と位置付け、農山漁村地域でいきいきと活動している高齢者活動団体に対する顕彰を行う「農山漁村いきいきシニア活動表彰式」をはじめ、その期間を中心に各地において、農山漁村高齢者対策に関する

る啓発活動等を実施した。

## (2) 農村における高齢者福祉対策の充実

- (ア) 農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に發揮するため、農協ホームヘルパー等の養成、遊休施設の介護施設への転換マニュアル作成等を実施した。
- (イ) 高齢化が急速に進展している農村地域において、高齢者が安心して暮らせる社会を形成するため、交流施設等のバリアフリー化（障壁除去）を推進した。
- (ウ) 福祉施設や公共施設等への通行経路としても利用されるなど、高齢者等の利用が見込まれる農道において、広幅員の歩道や車道と段差のない歩道を整備した。

## 8 農業生産組織の活動の促進

### (1) 地域農業構造改革計画の策定

(特集2－(1)－イ－④参照)

### (2) 農作業受託組織の育成

畜産農家の飼養規模が拡大しており、飼料生産にかかる労働負担の軽減や大型機械化体系の導入による作業の効率化、低コスト化が求められていることを踏まえ、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成していくとともに、既存のヘルパー組織、コントラクター等の統合を図るため、必要な施設機械の整備を推進した。

## 9 技術の開発及び普及

### (1) 技術開発の重点的・効果的な推進

#### ア 食の安全と安心を確保するための研究開発の促進

食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発等を実施するとともに、食品の機能性や食品素材の組合せによる効果等の解明に関する研究等を実施した。

(特集1－(2)－ア－③、特集1－(3)－ア－⑤、特集1－(3)－イ－⑦参照)

#### イ ゲノム情報・技術活用による先端的研究の推進

- (ア) イネゲノムについて、主要部分の塩基配列解読の完了を受け、遺伝子機能解明研究を本格化した。また、動物ゲノムについて、ゲノム情報を活用した高品質育種技術の開発を促進した。

(特集1－(6)－ウ参照)

- (イ) 昆虫の機能を活用して、化学合成できない生体高分子、有用タンパク質を生産する技術の確立、昆虫のタンパク質の立体構造解析による農業用「ゲノム創薬」の開発、昆虫由来の新素材の開発を推進した。

- (ウ) 遺伝子組換え技術等に対する消費者の懸念を解消し、安全・安心を確保するため、遺伝子組換え技術等にかかる科学的知見の集積、リスク評価・管理手法の開発等を推進するとともに、遺伝子組換え技術等に関する積極的な情報提供や相互理解を推進した。

進した。

#### ウ 農業の構造改革を加速化するための研究開発の促進

農林水産業・食品産業の生産性の向上等に資する研究開発等を推進した。

(特集 2－(1) 一才参照)

#### エ 都市と農山漁村の共生・対流のための研究開発

- (ア) バイオマスの革新的な循環・利用技術、開発利用推進のためのシステム化技術等の開発を行った。  
(特集 3－(3) 参照)
- (イ) 鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減するための農林生態系管理技術の開発を行った。
- (ウ) 森林から沿岸域までの水・物質循環の機構や農林水產生態系の機能を解明し、農林水產生態系を維持・向上させる技術を開発するとともに、都市を含めた流域圏環境を総合的に管理する手法を開発した。
- (エ) アジアモンスーン地域における水循環変動が食料生産、特に稻作に及ぼす影響を評価し、予測する技術の開発に着手した。

#### オ 農林水産研究基盤の充実・強化等

- (ア) これまでに蓄積した農林水産生物に関する情報・生物素材を利活用し、新機能素材、生物機能活用技術の開発を行うとともに、新たにマイクロバイオリアクター(生物機能を組み込んだ微細反応装置)を構築した。
- (イ) 海洋有用生物資源の合理的な利用・管理に資するため、海洋表層生態系の解明を強化するとともに、深層生態系の構造と変動機構及び表層生態系変動との関連性を解明し、海洋環境情報の解析システムを開発した。
- (ウ) 产学官の連携を促進するため、農林水産省研究ネットワーク(MAFFIN)を高速・大容量化するとともに、遠隔地間での共同研究をネットワーク上で可能とするバーチャルラボ(仮想研究所)システム、各種技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブ(研究・技術情報等を集積するシステム)を整備した。
- (エ) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に沿って、研究分野別評価、研究制度評価及び研究課題評価を的確に実施するとともに、独立行政法人評価委員会による業務実績評価を行った。
- (オ) 政府開発援助大綱の改定等を踏まえ、近年顕在化している食料・環境問題等、地球規模の問題の解決に資するため、今後の国際農業研究を効率的・効果的に実施するための「国際農業研究の推進方針」を策定した。
- (カ) 国が行うべき主要な試験研究課題のうち、独立行政法人のおかれている立地条件等からこれを行ひ得ないものについて、指定試験事業により立地条件が適當な特定の公的試験研究機関に委託して実施している。本事業では、水稻、麦類、大豆等の品種改良試験を実施するとともに、農業の環境への負荷低減を図るための環境負荷物質の動態解明試験や環境と調和のとれた農業生産を図るための持続型農業技術開発試験等を実施した。
- (キ) 試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、その普及を図るため、命名、登録及び公表を行った。

(ク) 独立行政法人による研究開発を着実に推進した。

## (2) 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手となる人材の育成及び確保等を基本とし、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進を図るため、農業経営の構造改革に取り組む意欲と能力のある担い手の育成と経営体の新部門・新規事業への進出、「食」の安全・安心の確保と供給、農業経営のIT化、新規就農者の技術習得・経営定着のための支援等を充実した。

また、学識経験者等第三者からなる「普及事業の在り方に関する検討会」の取りまとめの方向に則し、競争力ある担い手の育成・確保のための革新的技術・経営方式の普及、地域農業の調整に重点化するとともに、普及職員の地域農業における技術・経営支援の専門家としての資質を向上し、普及事業の高度化・効率化を図るための具体化に向けた対応を行った。

# 10 農産物の価格の形成と農業経営の安定

## (1) 需給事情及び品質評価を適切に反映した価格の形成と経営安定対策の着実な実施

### ア 米

#### (ア) 価格形成について

自流通米価格形成センターについて、米の取引の場としての機能を拡充・強化し、より一層、需給実勢を的確に反映した透明性のある価格形成を図った。

#### (イ) 稲作経営安定対策について

生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自流通米の価格下落が稻作経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付する稻作経営安定対策を推進した。

また、平成15年産において、稻作経営安定資金の基盤を安定させるため、生産調整を確実に達成した地区について、引き続き、生産者の選択による追加の資金造成措置を講じた。

### イ 麦

(ア) 国内産麦について、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組みをはじめとした麦対策のあり方について検討を行った。

(イ) 民間流通麦生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」に関し、銘柄区分の見直しを行うとともに、透明性の高い客観的な算定方法に基づき適切に運用した。その結果、16年産麦の民間流通比率は99.9%となり、前年産に比べ0.3ポイント上昇した。

### ウ 大豆

(ア) 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、適切に運用するとともに、関連対策の見直し等を行った。

(イ) 価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額

の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」を適切に運用した。

## 工 野菜

- (ア) 野菜の供給及び価格の安定を図るとともに、野菜の構造改革対策を円滑に進める観点から、価格低落時の影響緩和策（セーフティネット）としての野菜価格安定制度について、交付予約数量を5万トン増やすとともに、野菜指定産地の追加等を推進した。特に、生産者と実需者が契約取引を行う際のリスクを軽減するため、野菜生産出荷安定法の改正により創設された契約野菜安定供給制度について、各種会合等を通じて普及浸透等を行った。
- (イ) 天候等による一時的な需給変動による価格低下が大きかった秋冬だいこん等について、産地廃棄等の緊急需給調整を行った生産者に対し、交付金を交付した。

## オ 果樹

うんしゅうみかん及びりんごについて、摘果等による生産量及び出荷量の調整等による需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においてもなお価格が大きく変動したときに、育成すべき果樹経営者に対する経営安定対策を、2年間の運用状況を踏まえて適切に推進した。特に、生食用適正出荷量を出荷時期別に設定することにより、きめ細やかな需給調整対策を選択できるようにするとともに、経営安定対策への加入契約を、生産者単位から生産出荷組織単位での加入を行えるよう拡充するなど運用改善を行った。

## カ 砂糖及び甘味資源作物

「砂糖の価格調整に関する法律」等に基づく制度の普及・定着に向けた取組を推進した。

- (ア) 砂糖生産振興資金（従来の糖価安定資金を充当）を財源として、輸入糖調整金時間的引下げ、精製糖企業及び国産糖企業の再編・合理化対策、甘味資源作物生産コスト低減対策等の推進により、国内糖価を引き下げ、砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大のための取組を行った。
- (イ) 輸入糖等からの調整金と交付金により国内産糖への助成を行う仕組みや最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した、透明性の高い、客観的な基準に基づいた適切な運用を行った。

## キ 蔬・生糸

養蚕農家の経営の安定等を図るため、付加価値の高い繭の生産への取組等を推進した。

## ク 葉たばこ

葉たばこについて、引き続き、日本たばこ産業株式会社が、葉たばこ審議会の意見を尊重して各耕作者との売買契約において定めた種類別・品位別価格により買入れを行った。葉たばこ審議会は、たばこ事業法に基づき、葉たばこ価格について、生産費・物価等の経済事情を参照し、葉たばこの再生産の確保を旨として審議した。

## ケ 加工原料乳

- (ア) 生乳の再生産の確保を図るため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳について、農畜産業振興事業団（15年10月1日から独立行政法人農畜産業振興機構）及び指定生乳生産者団体を通じて生産者に補給金を交付した。また、